

平成 27 年 9 月 11 日

生活環境部防災・危機管理局防災・危機管理課

(電話：029-301-5977)

平成 27 年台風第 18 号等による大雨に係る
災害救助法の適用について【第 2 報】

1. 災害の概要

平成 27 年台風第 18 号等による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、本県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【茨城県】 古河市 (こがし) 結城市 (ゆうきし) 下妻市 (しもつまし) 常総市 (じょうそうし) <u>守谷市 (もりやし)</u> 筑西市 (ちくせいし) <u>坂東市 (ばんどうし)</u> <u>つくばみらい市</u> <u>(つくばみらいし)</u> 結城郡八千代町 (ゆうきぐんやちよまち) 猿島郡境町 (さしまぐんさかいまち)	9 月 9 日	台風第 18 号等による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

(注) 下線は今回追加適用分

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等